



(※4)県が認めた研修機関 (R2年3月現在)

- ア 県農業総合センター農業短期大学校、イ 県農業総合センター果樹研究所(講習生)
- ウ 郡山市園芸振興センター(こおりやま園芸カレッジ)、エ くにみ農業ビジネス訓練所

(※5)先進農家・先進農業法人(先進農家等,R2年6月以降に決定、R2年度分に適用)

- ①先進農家等の経営主が交付対象者の親族でないこと、
- ②該当先進農家等と過去に雇用契約を結んでいないこと(短期のパート又はアルバイトを除く)

- (4) 常勤(週35時間以上の継続的な労働)の雇用契約を締結していないこと。
- (5) 生活保護、求職者支援制度、給付型奨学金(日本学生支援機構)など生活費を支給する国の他の事業を受給していないこと。
- (6) 独立・自営就農予定者は、就農5年以内に農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- (7) 青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」(農水省運営)に加入していること。

#### ○交付対象の特例

国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性等が認められて海外研修を行う場合は、交付期間が1年間延長されます。

#### 交付金返還のケース

- ① 「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」(平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知)(以下「交付対象者の考え方」という)を満たさず、適切な研修を行っていない場合
- ② 研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農をしなかった場合
- ③ 交付期間の1.5倍(又は2年間、海外研修者は5年間)、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
- ④ 海外研修した者が就農後5年以内に、計画した農業経営を実現しなかった場合
- ⑤ 親元就農者が、就農後5年以内に経営継承しなかった場合、又は農業法人の共同経営者にならなかった場合
- ⑥ 独立・自営就農をした者が就農後5年以内に農業経営改善計画、又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合
- ⑦ ③と同じ期間就農状況報告を行わなかった場合
- ⑧ 日本学生支援機構の給付型奨学金を受給している場合

#### 4 交付手続きの概要

- ① 毎年、1~2回(6月及び10月頃)交付希望者の募集を行います。希望する方は、様式で定められた研修計画と関係書類を公社に提出して下さい。
- ② 募集する際は関係機関に通知するとともに、就農支援センターホームページに掲載します。
- ③ 公社は提出された書類を審査し、交付希望者と面談を行い、要件を満たす場合に予算の範囲内で計画を承認し、資金を交付します。

#### 問い合わせ先

(公益財団法人) 福島県農業振興公社 就農支援センター

住所: 960-8681 福島市中町8番2号(福島県自治会館内)

TEL: 024(521)9848、9835 Fax: 024(521)8277 E-mail: center@fnk-syunou.jp